

銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年三月金融庁告示第十五号）

改 正 後	現 行
<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 自己資本比率告示第一百四十九条第四項第三号から第六号までの（自己資本比率告示第一百五十四条第一項及び第三百一一条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>二 証券化エクスポート・ジャーマーの信用リスク・アセシトの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ 証券化エクスポート・リスク相当額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ヘ 銀行が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポート・ジャーマーを保有し</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポート・ジャーマーについて、信用リスク・アセシトの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ 証券化取引に関する会計方針</p> <p>二 証券化エクスポート・ジャーマーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>

ているかどうかの別

ハ 銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行つた証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化工クスボージャーを保有しているものの名称

升 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化工クスボージャーの種類¹⁾とのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第十四条又は第三十七条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ～ニ （略）

ホ 追加的リスクを内部モ²⁾デルで計測している場合には、当該内

部モ²⁾デルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モ²⁾デルで計測している場合には、当該内

部モ²⁾デルの概要

ト （略）

ハ～十 （略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一～五 （略）

六 証券化エクスポートジャーナーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーナーに関する次に掲げる事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) (1)・(2) (略)

証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら

の主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーナーの概略(当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーナーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポートジャーナーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートジャーナーについて区別して記載することを要する。)

(7) 保有する証券化エクスポートジャーナーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポートジャーナーについて区別して記載することを要する。)

(8) (9) (10) (略) (削る)

(1) (略) (削る)

六 証券化エクスポートジャーナーに関する次に掲げる事項

イ 銀行がオリジネーターである証券化エクスポートジャーナーに関する次に掲げる事項

(1) (略)

(2) (略)

(3) (1)・(2) (新設)

(4) 保有する証券化エクスポートジャーナーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(5) 保有する証券化エクスポートジャーナーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートジャーナーについて区別して記載することを要する。)

(6) 保有する証券化エクスポートジャーナーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポートジャーナーについて区別して記載することを要する。)

(7) 保有する証券化を行ったエクスポートジャーナーの概略(当期に証券化を行ったエクスポートジャーナーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(8) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

原資産の種類別の内訳

(新設)

(11) 保有する再証券化工クスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人⁽¹⁾と又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分⁽²⁾との内訳
(略)

(12) 銀行が投資家である場合における信用リスク・アセツトの算出対象となる証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。)
(2) 保有する証券化工クスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分⁽³⁾との残高及び所要自己資本の額(再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。)
(3) (略)

(4) 保有する再証券化工クスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人⁽⁴⁾と又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分⁽⁵⁾との内訳
(5) (略)

八 銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資

(10) 銀行が投資家である証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(2) 保有する証券化工クスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分⁽⁶⁾との残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(4) (新設)
(5) (略)

産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポート・ジャーナルを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら

の主な資産の種類別の内訳

(3) 当期に証券化取引を行ったエクスポート・ジャーナルの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポート・ジャーナルの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(5) 保有する証券化エクスポート・ジャーナルの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャーナルについて区別して記載することを要する。）

(6) 保有する証券化エクスポート・ジャーナルの適切な数のリスク・ウェイトの区分との残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ジャーナルについて区別して記載することを要する。）

(7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポート・ジャーナルの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第三百一一条の五第一項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポート・ジャーナルの額及び主な原資

産の種類別の内訳

- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーマーについて、次に
掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- () 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーマーを対象とする
実行済みの信用供与の額
- () 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の
証券化エクスポート・ジャーマーを対象とする実行済みの信用供与
の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD
の額の合計額に対する所要自己資本の額
- () 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の
証券化エクスポート・ジャーマーを対象とする実行済みの信用供与
の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD
の額の合計額に対する所要自己資本の額
- 二 銀行が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額
の算出対象となる証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる
事項
- (1) 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャーマーについて区別して記
載することを要する。）
- (2) 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分けとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポート・ジャーマーについて区別して記載することを要する。）
- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート・

(新設)

ジャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種

類別の所要自己資本の額の内訳

(4) **自己資本比率告示第二百一一条の五第二項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポート・ジャーナーの額及び主な原資産の種類別の内訳**

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する銀行に限る。）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する銀行に限る。）

□ 期末のストレス・バリュー・アセット・リスクの値並びに開示

(新設)

均及び最低の値

三

額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

八
十
(略)

口（略）

(連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

(連結自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

2 定性的な

（重）下ト一

— 二〇 —

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

リスク管理の方針及び手続の概要

口 直接資本比率告示第一「百四十九条第四項第二号」から第六号まで（直接資本比率告示第一「百五十四条第一項及び第三百一一条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

二

証券化エクスポート・ジャーナーの信用リスク・アセシトの額の算出

に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポート・ジャーナーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称

ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポート・ジャーナーを保有しているかどうかの別

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポート・ジャーナーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポート・ジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ヌ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

口 証券化エクスポート・ジャーナーについて、信用リスク・アセシトの額の算出に使用する方式の名称

ハ

証券化取引に関する会計方針

二

証券化エクスポート・ジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

三

証券化エクスポート・ジャーナーに係る証券化取引に係る証券化エクスポート・ジャーナーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条又は第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ－ニ （略）

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

九 モデルの概要

ト （略）

九－十一 （略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一－六 （略）

七 証券化エクスポートジャーマーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートジャーマーに関する次に掲げる事項

ク・アセツの算出対象となる証券化エクスポートジャーマーに関する次に掲げる事項

（1） （2） （略）

（3） （1） （2） （略）

の主な資産の種類別の内訳

（4） 当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーマーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーマーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

（5） 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条又は第二十五条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ－ニ （略）

ホ （新設）

ヘ （新設）

九 モデルの概要

ト （略）

九－十一 （略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一－六 （略）

七 証券化エクスポートジャーマーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポートジャーマーに関する次に掲げる事項

ク・アセツの算出対象となる証券化エクスポートジャーマーに関する次に掲げる事項

（1） （2） （略）

（3） （1） （2） （略）

の主な資産の種類別の内訳

（4） 当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーマーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーマーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

（5） 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポートジャーマーに関する次に掲げる事項

ク・アセツの算出対象となる証券化エクスポートジャーマーに関する次に掲げる事項

（1） （2） （略）

（3） （1） （2） （略）

の主な資産の種類別の内訳

（4） 当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーマーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポートジャーマーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

（5） 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(7) 保有する証券化工クスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) 保有する再証券化工クスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人」と又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(12) (略)

(3) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する証券化工クスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5) 当期に証券化を行ったエクスボージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(6) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(7) (略)

(8) (新設)

(9) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

(11) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(12) 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポート・ウェイ特の区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ウェイ特について区別して記載することを要する。）

（略）

(4)|(3) 保有する再証券化エクスポート・ウェイ特に対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイ特の区分ごとの内訳

（略）

ハ|連続グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ウェイ特に関する次に掲げる事項

(1)|原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれら的主要な原資産の種類別の内訳（ただし、連続グループが証券化エクスポート・ウェイ特を保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(2)|証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主要な資産の種類別の内訳

(3)|当期に証券化取引を行ったエクスポート・ウェイ特の概略（当期に証券化取引を行ったエクスポート・ウェイ特の額及び主要な原資産の種類別の内訳を含む。）

(4)|証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主要な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポート・ウェイ特の区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) （新設）
（略）

(4) （新設）
（略）

- (5) 保有する証券化エクスポート・ジャーラーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャーラーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポート・ジャーラーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ジャーラーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポート・ジャーラーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第三百一一条の五第一項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポート・ジャーラーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーラーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）
- () 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーラーを対象とする実行済みの信用供与の額
- () 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーラーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額
- () 連結グループが投資家の持分に対応して算出する早期償還

条項付の証券化エクスポート・ジャーマーを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

II 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リス
ク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ジャーマーに関する次
に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化工クスポート・ジャーマーについて区別して記
載することを要する。）

(2) 保有する証券化工クスポート・ジャーマーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化工
クスポート・ジャーマーについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化工クスポート
・ジャーマーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種
類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 自己資本比率告示第二百一一条の五第一項の規定により自己
資本から控除した証券化工クスポート・ジャーマーの額及び主な原資
産の種類別の内訳

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式
を使用する連結グループに限る。）

イ （略）

ロ 期末のストレス・バリュー・アセット・リスクの値並びに開示
期間におけるストレス・バリュー・アセット・リスクの最高、平

（新設）

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式
を使用する連結グループに限る。）

イ （略）

（新設）

均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二 (略)

九~十一 (略)

(銀行持株会社における事業年度の開示事項)

第七条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一~六 (略)

七 証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 連結自己資本比率告示第一「百」「十七条第四項第二号」から第六

四号まで(連結自己資本比率告示第一「百三十九」条第一項及び第二

百八十条の四第一項において準用する場合を含む。)に規定す

る体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

二 証券化エクスポート・ジャーマーの信用リスク・アセシトの額の算出

に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポート・ジャーマーのマーケット・リスク相当額の算出

に使用する方式の名称

ヘ 持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産

(新設)

(銀行持株会社における事業年度の開示事項)

第七条 (略)

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一~六 (略)

七 証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 証券化エクスポート・ジャーマーについて、信用リスク・アセシトの額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

二 証券化エクスポート・ジャーマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

に係る証券化取引を行つた場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポート・ジャーナーを保有しているかどうかの別

- ハ 持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行つた証券化取引（持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポート・ジャーナーを保有しているものの名称

チ 証券化取引に関する会計方針

- リ 証券化エクスポート・ジャーナーの種類とのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

又 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

- ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（連結自己資本比率告示第二条又は第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ 二（略）

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

- ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ハ（略）

ホ（略）

（新設）

イ 二（略）

- ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（連結自己資本比率告示第二条又は第十四条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

九〇十一 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3)|(1)・(2) (略)
証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら

の主な資産の種類別の内訳

(4)| 当期に証券化取引を行ったエクスポートージャーの概略 (当期

|証券化取引を行つたエクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5)| 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳 (新設)

(6)| 保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する。)

(7)| 保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する。)

(8)|(10) (略)
(削る)

九〇十一 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

イ 持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポートージャーに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3)|(1)・(2) (略)
(新設)

保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(新設)

保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

保有する証券化エクスポートージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

保有する証券化エクスポートージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスポートージャーについて区別して記載することを要する。)

(8)|(7) (略)
(削る)

当期に証券化を行つたエクスポートージャーの概略 (当期に証券化を行つたエクスポートージャーの概略)

券化を行つたエクスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種類別
の内訳を含む。)

(削除)

(11) 保有する再証券化エクスポート・ジャーマーに対する信用リスク削

減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(略)

(12) 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・

アセットの算出対象となる証券化工クスポート・ジャーマーに関する次
に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種
類別の内訳(再証券化エクスポート・ジャーマーについて区別して記
載することを要する。)

(2) 保有する証券化工クスポート・ジャーマーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エ
クスポート・ジャーマーについて区別して記載することを要する。)

(略)

(4) 保有する再証券化エクスポート・ジャーマーに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(略)

ハ 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマード

(9) 原資産の種類別の内訳

(新設)

(10) (略)

口 持株会社グループが投資家である証券化工クスポート・ジャーマーに
関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種
類別の内訳

(2) 保有する証券化工クスポート・ジャーマーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(4) (新設)

(5) (新設)

- ケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ジャードに関する次に掲げる事項
- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び
合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資
産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エク
スポート・ジャードを保有しない証券化取引の原資産については、
当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら
の主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポート・ジャードの概略（当期
に証券化取引を行ったエクスポート・ジャードの額及び主な原資産
の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な
原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポート・ジャードの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャードについて区別して記
載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポート・ジャードの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分との残高及び所要自己資本の額（再証券化エク
スポート・ジャードについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポート・ジャ
ードの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別
の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 連結自己資本比率告示第一百八十条の五第一項の規定により自己資本から控除した証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 早期償還条項付の証券化工クスボージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

() 早期償還条項付の証券化工クスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

() 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化工クスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

() 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化工クスボージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

() 持株会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(新設)

(2) 保有する証券化エクスポート・ジャーラの適切な数のリスク・エクスポートの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ジャーラについて区別して記載することを要する。）

(3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート・ジャーラの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別の所要自己資本の額の内訳

(4) 連結自己資本比率告示第二百八十一条の五第一項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポート・ジャーラの額及び主な原資産の種類別の内訳

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する持株会社グループに限る。）

イ （略）

口 期末のストレス・バリュート・アセット・リスクの値並びに開示

期間におけるストレス・バリュート・アセット・リスクの最高、平均及び最低の値

八 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係

る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二（略）

九・十一（略）

八 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する持株会社グループに限る。）

イ （略）
（新設）

（新設）

（新設）

九・十一（略）

信用金庫法施行規則第二百二十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成

十九年三月金融庁告示第十六号）

改 正 後	現 行
<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポート・ジャーニーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 自己資本比率告示第一「百四十九条第四項第三号」から第六号までの（自己資本比率告示第一「百五十四条第一項及び第三百一一条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要</p> <p>ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針</p> <p>二 証券化エクスポート・ジャーニーの信用リスク・アセシトの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ホ 証券化エクスポート・ジャーニーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ヘ 信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第一に限る。）</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポート・ジャーニーについて、信用リスク・アセシトの額の算出に使用する方式の名称</p> <p>ハ 証券化取引に関する会計方針</p> <p>二 証券化エクスポート・ジャーニーの種類」とのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>

二者の資産に係る証券化取引を行つた場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

H 信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行つた証券化取引（信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

升 証券化取引に関する会計方針

リ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

又 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。）

イ－ニ（略）

ホ 追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

ヘ 包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

（新設）

（新設）

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。）

イ－ニ（略）

（新設）

ハ (略)
八 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

六 証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項

(1) (略)
(2) (略)

(3) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら

の主な資産の種類別の内訳

(4) 当期に証券化取引を行ったエクスポート・ジャーマーの概略(当期

に証券化取引を行ったエクスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポート・ジャーマーについて区別して記載することを要する。)

(7) 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポート・ジャーマーについて区別して記載することを要する。)

(8) クスポート・ジャーマーの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(9) (略)

ホ (略)
八 (略)

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 (略)

六 証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項

イ 信用金庫又は信用金庫連合会がオリジネーターである証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項

(1) (略)
(2) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5) (7) (略)

(削る)

(削る)

(11) 保有する再証券化エクスポート・ボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分との内訳

(12) (略)

□ 信用金庫又は信用金庫連合会が投資家である場合における信用リスク・アセッテの算出対象となる証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・ボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化エクスポート・ボージャーについて区別して記載することを要する。)

(2) 保有する証券化エクスポート・ボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化エクスポート・ボージャーについて区別して記載することを要する。)

(3) (略)

(4) 保有する再証券化エクスポート・ボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分との内訳

(5) (略)

(8) 当期に証券化を行つたエクスポート・ボージャーの概略(当期に証券化を行つたエクスポート・ボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(9) 原資産の種類別の内訳
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

(10) (略)

□ 信用金庫又は信用金庫連合会が投資家である証券化エクスポート・ボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・ボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポート・ボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(3) (略)

(4) (新設)
(略)

八 信用金庫連合会がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、信用金庫連合会が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら的主要な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの額及び主要な原資産の種類別の内訳を含む。）
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主要な原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主要な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (6) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイドの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポージャーについて区別して記載することを要する。）
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスポージャーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別

（新設）

の所要自己資本の額の内訳

(8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

(9) 自己資本比率告示第三百一一条の五第一項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポート・リースの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) 自己資本比率告示第三百一一条の五第一項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポート・リースの額及び主な原資産の種類別の内訳
早期償還条項付の証券化エクスポート・リースについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）

() 早期償還条項付の証券化エクスポート・リースを対象とする実行済みの信用供与の額

() 信用金庫連合会がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポート・リースを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

() 信用金庫連合会が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポート・リースを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

〔〕 信用金庫連合会が投資家である場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・リースに掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・リースの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・リースについて区別して記

(新設)

載することを要する。)

- (2) 保有する証券化エクスポート・ジャーラの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分との残高及び所要自己資本の額(再証券化工
クスポート・ジャーラについて区別して記載することを要する。)

- (3) 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート
ジャーラの総額並びに所要自己資本の額及び適切なりリスクの種
類別の所要自己資本の額の内訳

- (4) 自己資本比率告示第三百一一条の五第一項の規定により自己
資本から控除した証券化エクスポート・ジャーラの額及び主な原資
産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式
を使用する信用金庫連合会に限る。)

イ (略)

□ 期末のストレース・バリュー・アセット・リスクの値並びに開示
期間におけるストレース・バリュー・アセット・リスクの最高、平
均及び最低の値

八 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の
(新設)

額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係
る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二 (略)

八〇十 (略)

(連結における事業年度の開示事項)

(連結における事業年度の開示事項)

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(内部モデル方式
を使用する信用金庫連合会に限る。)

イ (略)

(新設)

□ (略)
八〇十 (略)

第三条（略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一六（略）

七 証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第一百四十九条第四項第二号から第六号まで（自己資本比率告示第一百五十四条第一項及び第三百一条の

四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

二 証券化エクスポート・ジャーマーの信用リスク・アセツトの額の算出

に使用する方式の名称

ホ 証券化エクスポート・ジャーマーのマーケット・リスク相当額の算出

に使用する方式の名称（自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。）

ヘ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行つた場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポート・ジャーマーを保有しているかひづかの別

ト 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）

第三条（略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一六（略）

七 証券化エクスポート・ジャーマーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 証券化エクスポート・ジャーマーについて、信用リスク・アセツトの額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

二 証券化エクスポート・ジャーマーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

)に係る証券化エクスボージャーを保有しているものの名称

升
証券化取引に関する会計方針

リ
証券化エクスボージャーの種類)とのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

又
内部評価方式を用いている場合には、その概要

ル
定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

ハ
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。)

イ^二 (略)

ホ
追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

ヘ
包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内

部モデルの概要

ト (略)

九^一 (略)

3
定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一^六 (略)

七
証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

イ
連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

ハ
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する信用金庫連合会に限る。)

イ^二 (略)

(新設)

(新設)

ホ (略)

九^一 (略)

3
定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一^六 (略)

七
証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

イ
連結グループがオリジネーターである証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

(3) (1)・(2) (略)

(4) に証券化取引を行ったエクスボージャーの概略 (当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳) (略)

(5) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(6) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳 (再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。)

(7) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額 (再証券化エクスボージャーについて区別して記載することを要する。)

(8) (10) (略) (削る)

(11) 保有する再証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人 (と又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分)との内訳 (削る)

(1) (新設)

(2) (略)

(3) (新設)

(4) 保有する証券化エクススポーツジャーライフの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 証券化を行ったエクススポーツジャーライフの概略(当期に証券化を行ったエクススポーツジャーライフの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

原資産の種類別の内訳
(新設)

(12) (略)

□ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化工クスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分」との残高及び所要自己資本の額（再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。）

(3) (略)

(4) 保有する再証券化工クスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人」と又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分」との内訳

(5) (略)

八 連結グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化クスボージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

(10) (略)

□ 連結グループが投資家である証券化クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化クスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分」との残高及び所要自己資本の額

(3) (略)
(新設)

(4) (略)
(新設)

-
- (2) 証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら
の主な資産の種類別の内訳
- (3) 当期に証券化取引を行ったエクスボージャーの概略(当期
に証券化取引を行ったエクスボージャーの額及び主な原資産
の種類別の内訳を含む。)
- (4) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な
原資産の種類別の内訳
- (5) 保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種
類別の内訳(再証券化エクスボージャーについて区別して記
載することを要する。)
- (6) 保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分との残高及び所要自己資本の額(再証券化エ
クスボージャーについて区別して記載することを要する。)
- (7) 包括的リスクの計測対象としている証券化エクスボージャ
ーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種類別
の所要自己資本の額の内訳
- (8) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な
原資産の種類別の内訳
- (9) 自己資本比率告示第三百一一条の五第一項の規定により自己
資本から控除した証券化エクスボージャーの額及び主な原資
産の種類別の内訳
- (10) 早期償還条項付の証券化エクスボージャーについて、次に
掲げる事項(主な原資産の種類別の内訳を含む。)

()| 早期償還条項付の証券化エクスポート・ジャーマーを対象とする

実行済みの信用供与の額

()| 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還
条項付の証券化エクスポート・ジャーマーを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

()| 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還
条項付の証券化エクスポート・ジャーマーを対象とする実行済みの
信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額
のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額

二 連結グループが投資家である場合におけるマーケット・リス
ク相当額の算出対象となる証券化エクスポート・ジャーマーに関する次
に掲げる事項

- (1)| 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの額及び主な原資産の種
類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャーマーについて区別して記
載することを要する。）
- (2)| 保有する証券化エクスポート・ジャーマーの適切な数のリスク・ウ
エイトの区分との残高及び所要自己資本の額（再証券化エ
クスポート・ジャーマーについて区別して記載することを要する。）
- (3)| 保有する包括的リスクの計測対象となる証券化エクスポート
・ジャーマーの総額並びに所要自己資本の額及び適切なリスクの種
類別の所要自己資本の額の内訳

(新設)

(4) 自己資本比率告示第二百一一条の五第一項の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する信用金庫連合会に限る。）

イ （略）

口 期末のストレース・バリュー・アツト・リスクの値並びに開示期間におけるストレース・バリュー・アツト・リスクの最高、平均及び最低の値

ハ 期末の追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の額並びに開示期間における追加的リスク及び包括的リスクに係る所要自己資本の最高、平均及び最低の額

二十一（略）

（新設）
口 （略）

九十九（略）

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する信用金庫連合会に限る。）

イ （略）
（新設）

二十一（略）

（新設）
口 （略）

九十九（略）

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年三月金融庁告示第十七号）

改 正 後	現 行
<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項</p> <p>イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要</p> <p>ロ 自己資本比率告示第一百一十五条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第一百一十五条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第一百三十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針二 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称ホ 信用協同組合等が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行つた場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用協同組合等が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別ヘ 信用協同組合等の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用協同組合等が行つた証券化取引（信</p>	<p>（単体における事業年度の開示事項）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称ハ 証券化取引に関する会計方針二 証券化エクスポージャーの種類」とのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）</p>

用協同組合等が証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。)に係る証券化エクスポートの保有しているものの名称

名称

証券化取引に関する会計方針

証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。)

内部評価方式を用いている場合には、その概要

七九 (略)

定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一五 (略)

六 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

イ 信用協同組合等がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) (1)・(2) (略)
証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら

の主な資産の種類別の内訳

(4) (1)・(2) (略)
当期に証券化取引を行つたエクスポートの概略(当期

に証券化取引を行つたエクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(5) (1)・(2) (略)
証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

原資産の種類別の内訳

定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一五 (略)

六 証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

イ 信用協同組合等がオリジネーターである証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)
(新設)

(新設)

(6) 保有する証券化エクスポート・ジャーラーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャーラーについて区別して記載することを要する。）

(7) 保有する証券化エクスポート・ジャーラーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額（再証券化エクスポート・ジャーラーについて区別して記載することを要する。）

(8) (10) (略)

(8) (削る) (略)

(削る)

(11) 保有する再証券化エクスポート・ジャーラーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人¹⁾と又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分¹⁾との内訳

(12) (略)

□ 信用協同組合等が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポート・ジャーラーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・ジャーラーの額及び主な原資産の種類別の内訳（再証券化エクスポート・ジャーラーについて区別して記載することを要する。）

(2) 保有する証券化エクスポート・ジャーラーの適切な数のリスク・ウェ

(3) 保有する証券化エクスポート・ジャーラーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) 保有する証券化エクスポート・ジャーラーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(8) (5) (7) (略)

(8) (5) (7) (略)
当期に証券化を行ったエクスポート・ジャーラーの概略（当期に証券化を行ったエクスポート・ジャーラーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）

(9) 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(新設)

(10) (略)
□ 信用協同組合等が投資家である証券化エクスポート・ジャーラーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポート・ジャーラーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(2) 保有する証券化エクスポート・ジャーラーの適切な数のリスク・ウ

「ウィットの区分」との残高及び所要自己資本の額（再証券化工クスポート）
クスポートジャーニーについて区別して記載することを要する。）

（略）

（4）（3）
（新設）
保有する再証券化工クスポートに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人¹⁾と又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウエイトの区分との内訳

（略）

七九（5）
（略）

（連結における事業年度の開示事項）

第三条（略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一六（略）

七 証券化工クスポートジャーニーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及びリスク特性の概要

ロ 自己資本比率告示第一「百一十五条第四項第二号」から第六号ま
で（自己資本比率告示第一「百一十五条第二号」において準用する場
合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ハ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針
二 証券化工クスポートジャーニーの信用リスク・アセットの額の算出
に使用する方式の名称

ホ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係
る証券化取引を行つた場合には、当該証券化目的導管体の種類

「ウィットの区分」との残高及び所要自己資本の額

クスポートジャーニーについて区別して記載することを要する。）

（3）（略）

（新設）

（4）（3）
（新設）
保有する再証券化工クスポートに対する信用リスク削
減手法の適用の有無及び保証人¹⁾と又は当該保証人に適用さ
れるリスク・ウエイトの区分との内訳

七九（4）
（略）

（連結における事業年度の開示事項）

第三条（略）

2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一六（略）

七 証券化工クスポートジャーニーに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 証券化工クスポートジャーニーについて、信用リスク・アセットの
額の算出に使用する方式の名称

ハ 証券化取引に関する会計方針

二 証券化工クスポートジャーニーの種類¹⁾とのリスク・ウエイトの判
定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変
更した場合には、その理由を含む。）

ホ 連結グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係
る証券化取引を行つた場合には、当該証券化目的導管体の種類

及び当該連結グループが当該証券化取引に係る証券化工クスボーリジャーを保有しているかどうかの別

へ 連結グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該連結グループが行つた証券化取引（連結グループが証券化目的導管体を用いて行つた証券化取引を含む。）に係る証券化工クスボーリジャーを保有しているものの名称

ト 証券化取引に関する会計方針

升 証券化工クスボーリジャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

リ 内部評価方式を用いている場合には、その概要

ハヽ十（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一ヽ六（略）

七 証券化工クスボーリジャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスボーリジャーに関する次に掲げる事項

（1）・（2）（略）

（3）|（1）・
証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれら
の主な資産の種類別の内訳

（4）| 当期に証券化取引を行つたエクスボーリジャーの概略（当期
に証券化取引を行つたエクスボーリジャーの額及び主な原資産

ハヽ十（略）

3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一ヽ六（略）

七 証券化工クスボーリジャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである証券化工クスボーリジャーに関する次に掲げる事項

（1）・
（2）（新設）（略）

（新設）

の種類別の内訳を含む。)

(5) | 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な

原資産の種類別の内訳

(6) | 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳(再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。)

(7) | 保有する証券化工クスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。)

(8) | (10) | (略)

(削る)

(4) | 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
(3) | 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(8) | (5) | (7) | (略)
当期に証券化を行つたエクスボージャーの概略(当期に証券化を行つたエクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(9) | 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

(新設)

(11) | 保有する再証券化工クスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(12) | (略)

□ 連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

(新設)

(1) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

□ 連結グループが投資家である証券化工クスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化工クスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)

類別の内訳（再証券化工クスボージャーについて区別して記載）

卷之三

- (2) 保有する証券化工クスボージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額(再証券化工クスボージャーについて区別して記載することを要する。)

(4) | (3)
（略）
保有する再証券化エクスポート・ジャーニーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人」と又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分」との内訳

この告示は、平成二十三年十一月三十一日から適用する。

類別の内訳

- (2) 保有する証券化工クスボージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

八
十 (4) | (新設) (3)
(略) (略) (略)

(4) | (3)
(略)
保有する再証券化エクスポート・ジャーニーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人」と又は当該保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分」との内訳

この告示は、平成二十三年十一月三十一日から適用する。